北海道十勝総合振興局告示第　６４　号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第8号のかれい固定式刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和８年７月１日

北海道知事　鈴木直道

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備　　考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
かれい固定式刺し網漁業	十勝総合振興局管内沖合海域	十海共第13号共同漁業権漁場区域	１１月1日から翌年１月31日まで	２隻以内	20トン未満	十勝総合振興局管内に住所を有する者	令和８年８月３日から 令和８年９月２日	【許可の有効期間】 令和８年１１月１日から令和９年１０月３１日までとする。 【起業の許可の有効期間】 令和８年１１月１日から令和９年４月３０日までとする。 【申請書の提出先】 十勝総合振興局産業振興部水産課 【許可等の条件】 　この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、十勝総合振興局長に報告しなければならない。 （２）かれい以外のものを、主たる漁獲の対象としてはならない。 （３）しろさけ、からふとます及び次に掲げるかにが採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。 　ア　甲長８センチメートル以上のけがにの雄がに 　イ　甲幅８センチメートル以上のはなさきがにの雄がに 　ウ　ずわいがに 　エ　べにずわいがに 　オ　たらばがに 　カ　あぶらがに （４）海中に敷設する網の長さは、7,500メートル以内でなければならない。 （５）使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが7.5センチメートル以上の大きさでなければならない。 （６）海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない、 （７）知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。